

犯罪被害者支援の歴史と展望

－警察による心理的支援を中心とした検討－

保崎 恵理子

1. はじめに

長い間、日本において、犯罪被害者やその家族、遺族（以下、「犯罪被害者」という。）は、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきただけでなく、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった（犯罪被害者等基本法前文）。法制度においても、加害者の権利は重んじられる一方、犯罪被害者が当たり前のこととして守られるべき権利が忘れられている時代が長く続いてきた。わが国の公的な犯罪被害者支援は、1980年に犯罪被害者等給付金支給法が成立し、犯罪被害給付制度による経済的支援が行われるようになったことから始まる（警察庁犯罪被害者支援室、2023）。その後、1996年に警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、組織的に犯罪被害者支援に取り組むようになったほか、検察庁においても、全国統一の制度として1999年に「被害者等通知制度」が実施されるなど、各省庁において支援への取組が行われるようになった（神村、2005）。2004年には、犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等施策に関する基本理念が定められ、国においては総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定することとされた（犯罪被害者等基本法、2004）。また、地方公共団体においては、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施することなどが盛り込まれた（警察庁犯罪被害者支援室、2023）。5年ごとに策定される基本計画により、犯罪被害者支援のための様々な制度が創設、拡充されたほか、全都道府県へのワンストップ支援センターの設置、全地方公共団体への総合的対応窓口の設置など、わが国の犯罪被害者支援施策は大きく進展している。

犯罪被害者支援は、政府の重要政策のひとつであるため、犯罪被害者等基本法の成立以来、内閣府がその任を負っていたが、2016年4月に、国家行政組織法等の一部改正により、基本計画とその推進に係る事務が国家公安委員会（警察庁）に移管された。警察は、被害の届出や捜査活動を通じ、犯罪被害者と密接に関わる機関であり、犯罪被害者と最も早い段階から現場に近いところで接触する機会が多く、それだけに影響力が大きいことから、警察の対応はとりわけ重要とされている（奥村、2019）。

基本計画には、犯罪被害者への支援として取り組むべき重点課題について、犯罪被害により生じた損害への賠償に関する経済的支援、刑事手続に関与するための法的支援、精神的被害からの回復のための心理的支援の3つの支援が示されているが、心身の具合が悪ければ、経済的

支援も法的支援も十分に役立てることはできない（小西，2006）。2005 年に策定された基本計画においても，犯罪被害者の精神的被害の深刻さが指摘され，被害直後からの適切なケアの必要性が強調されている。

そこで本稿では，わが国における犯罪被害者支援の歴史について述べ，これまで検討が行われていない，警察における心理的支援について省察することとした。なお，本稿における心理的支援は，次節以降，臨床心理士等の資格を有した者が，専門的な知見に基づいて行う精神的被害からの回復のための支援を指すものとする。

2. 犯罪被害者支援の経緯

2.1 国際的な動向

20 世紀半ばまでは，多くの国において，刑事司法における被疑者・被告人に対する手続的保障等に多大な関心が払われる一方で，犯罪被害者は「忘れられた存在」とも呼ばれる状況に置かれていた。被害者の権利や人権が問題にされるようになったのは，イギリスにおいて 1950 年代から 60 年代にかけて起きた被害者運動の影響によるところが大きい（諸澤，2016）。イギリスでは，治安判事として実務に携わる一方で，刑罰制度の改善に向けて活動する市民運動家でもあった M・フライが被害者補償制度を提唱したことにより，1950 年代には国家補償制度について議会での検討が始まった（瀬川，2000）。この議論は，国際的にも大きな影響を及ぼし，1960 年代には，ニュー・ジーランドやオーストラリア，アメリカ，カナダの一部の州等で被害者補償制度が導入され，1970 年代に入ってから，西ヨーロッパ各国にその動きが広がっていった（瀬川，2000）。

経済的な補償の議論と平行して，1970 年代以降，イギリスやアメリカ，ドイツなどでは，犯罪被害者に対して精神面での助言や各種の実際の援護活動を行うことを目的とする民間ボランティアを中心とした被害者援助団体が，そのネットワークを全国的規模にまで拡大していった。イギリスでは，1974 年にブリストルで設立された被害者支援組織（Victim Support Scheme (VSS)）が，やがてイギリス全土にそのネットワークを広げ，1997 年には Victim Support (VS) と名称を改め，警察との連携のもと，被害直後の危機介入やカウンセリング，電話相談など，多様な支援活動を行うようになった（奥村，2019）。1970 年代のアメリカでは，ベトナム戦争末期の反戦運動とフェミニズムによる女性解放運動の高まりを背景に，トラウマの精神的後遺症が社会的に認知されることとなり，レイプクライシスセンターや全米被害者援助機構（NOVA），「飲酒運転に反対する母親の会」（MADD）など，精神援助を提供する様々な援助組織が設立された（飛鳥井，2019）。また，ドイツでも，民間の援助組織である「白い環」（Weisser Ring）が 1976 年に設立された（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク，2016）。

1980 年代は，アメリカやイギリスを中心に，刑事手続における被害者の保護や被害者の法的地位の確立及び向上を目指す動きが活発になった。1985 年には，国連総会で「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され，ヨーロッパ評議会においても「刑事司法及び刑事手続における被害者の地位に関する勧告」が出されるなど，犯罪被害者支援と刑事手続における被害者の権利の確立が国際的な課題となっていた。

犯罪被害者支援を巡る国際的な動向をまとめると，1960 年代に補償制度制定に向けて取り組

んでいた人々が、1970年代には被害者を支援する活動を行う組織を作ることになり、1980年代になって政府が被害者の権利を保障し立ち直りを支援するための法整備を行うという歩みを辿ってきたといえる（諸澤，2016）。次項では、約20年遅れではあるものの、こうした国際的動向と同様の経過を辿ることとなった、わが国における犯罪被害者支援の経緯について述べる。

2.2 わが国における経緯

わが国の犯罪被害者支援の歴史は、1970年代に高まった被害者補償制度の立法化運動に始まる（瀬川，2000）。近代刑法が成立した明治期には、牧野英一ら法学者が被害者への刑事賠償問題を指摘しており（岡村，2021）、1960年代には諸外国の被害者補償制度の紹介とともに、わが国においても同制度の導入が提案されるなど、被害者支援に関する議論は1970年代以前から存在した（瀬川，2000）。また、1967年には、長男を殺人により亡くした市瀬朝一氏が遺族会を設立し、わが国で最初の被害者運動も始まっていた（中島，2021）。しかし、当時は被疑者・被告人の人権保護の強化が中心的課題であり、犯罪被害者支援についての社会的な関心を集めるには至らなかった（瀬川，2000）。そのような状況の中、1974年8月に三菱重工ビル爆破事件が起こった。この事件では多数の死傷者が生じたが、当時、被害者には何の救済措置もなかったことから、国家的な被害者救済の必要性について世間の認識を新たにする出来事となった。被害者補償の気運が高まった1980年、犯罪被害者等給付金支給法が成立し、わが国で初めて公的に犯罪被害者への救済を行う犯罪被害給付制度が発足した。同法には、経済的に困難な状況にある犯罪被害者の遺児等に対する奨学金制度の創設を促す付帯決議がなされたことを受け、翌1981年には、国民から寄せられた浄財を基に犯罪被害救援基金が設立され、遺児等への救援事業も行われるようになった（瀬川，2020）。しかし、奥村（2019）によれば、1980年代は、犯罪被害者支援といえば犯罪被害給付制度を意味し、一度は高まった被害者支援への気運が沈静化し、人々の関心が薄れる「沈滞期」であり、この間、フェミニズム運動を背景に、ボランティアの支援団体である東京・強姦救済センターが設立され、性暴力被害者に対する電話相談等の支援が開始されるといった動きがみられたものの、全国的な広がりには至らなかった。

犯罪被害者支援のあり方について再検討が加えられたのは、1991年に警察庁が開催した犯罪被害給付制度発足・財団法人犯罪被害救援基金設立10周年記念シンポジウム（以下、「10周年記念シンポジウム」という。）である。同シンポジウムでは、NOVAの事務局長による基調講演や続くシンポジウムにおいて、経済的援助だけでなく、多元的な支援の必要性が討論されたが、何より、関係者に大きな影響を与えたのは、犯罪被害者の現状と精神的ケアの必要性をフロアから訴えた、交通犯罪の遺族である大久保恵美子氏の発言であった（中島，2021）。

当事者からの訴えを受け、1992年には、犯罪被害者等救援基金の援助のもと、東京医科歯科大学難治性疾患研究所内に「犯罪被害者相談室」が開室され、精神医療の専門家によるカウンセリングが開始された（小西，2006）。同相談室は、2000年に「社団法人被害者支援都民センター」へと発展的に解消し、警察の協力を得て事件後早期に被害者に支援を行う早期直接的支援を展開するようになった（山上，2019）。1995年以降、民間ボランティアによる犯罪被害者支援組織（以下、「被害者支援団体」という。）が日本各地に相次いで設立され、1998年には、被害者支援団体が連携し、支援の向上を図るための全国組織である「全国被害者支援ネットワーク」（以下、「ネットワーク」という。）が設立された。

1990年代は、被害者運動復興の時代でもあった。1991年には全国交通事故遺族の会、1997年には、少年犯罪被害当事者の会が結成され、自助グループとして支援活動を行うとともに、法改正や支援制度の改善に向けた働きかけを行うようになった（瀬川，2000）。また、2000年に発足した全国犯罪被害者の会（通称：あすの会）は、その運動方針の一つとして、犯罪被害者の権利の確立を掲げ、刑事手続が犯罪被害者のためにもあるという考え方を実現するための活動を強力に進めていった（川出，2021）。こうした被害者団体の活動は、政治家を動かし、2004年、議員立法により犯罪被害者等基本法が成立するに至った。

犯罪被害者等基本法の成立以降のわが国における犯罪被害者支援の発展は目覚ましい。2007年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立、翌年、一定の犯罪の被害者や遺族が刑事裁判に参加し、被告人質問などを行うことができる被害者参加制度が創設された（警察庁，2007）。それまで被害に関する心情等を裁判で述べる心情の意見陳述制度を利用する以外に刑事裁判に関わることができなかった犯罪被害者が、主体的に刑事裁判に関与できるようになったことは大きな意義があった。2009年には全都道府県に被害者支援団体が設置され、2015年までにネットワークに加盟する47の被害者支援団体が都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、警察との連携のもと、電話相談や面接相談、裁判所・警察などへの付き添いや日常生活の手助けといった直接的支援を行っている（警察庁犯罪被害者支援室，2023）。2018年には、ネットワークが「犯罪被害者等電話サポートセンター」を開設し、全国の被害者支援団体が活動困難な時間帯を後方から支援する取組が始まった（警察庁，2019）。また、第2次基本計画（2011）において、性暴力の被害者が二次被害を受けずに一か所での法的、医学的、心理学的、社会的支援を受けて回復できるワンストップ支援センターの設置を促進する施策が盛り込まれ、2018年までに、全都道府県に性暴力被害者支援に特化したワンストップ支援センターが設置された（警察庁，2019）。

第1次から第3次基本計画においては、他にも損害賠償命令制度の創設や、全地方公共団体への総合的対応窓口の設置など様々な施策の推進が図られ、着実に成果を上げている。第4次基本計画のもと、中・長期的支援への取組や、性犯罪や児童虐待等、被害が潜在化しやすく、支援のニーズを把握することが困難な被害者に対する支援などについて引き続き検討が重ねられており（警察庁犯罪被害者支援室，2023）、わが国の犯罪被害者支援は今後さらに充実されていくことが期待される。

3 警察による犯罪被害者支援の経緯

犯罪被害者と密接に関わる警察では、被害者が大きな精神的被害を受けていること、様々なニーズがあることなどについては、従来から理解がなされ、これに応える努力も行われていた。被害者の怒りや悲しみを理解し、転じて捜査のエネルギーとした警察官も少なくなかった（警察庁犯罪被害者対策室，1998）。しかし、一方で、性犯罪の被害者に対し、無神経な言動をとり、ひんしゅくを買うという事例が見られたのも事実であった（國松，2021）。元警察庁給与厚生課理事官であり、10周年記念シンポジウムの開催に携わった田村正博は、当時、警察庁の中で犯罪被害者への関心はほとんどなく、同シンポジウムでのフロアからの発言に問題の重大性に目覚めさせられた、と記している（田村，2021）。

10 周年記念シンポジウムを契機として、1992 年にわが国で初めて行われた犯罪被害者実態調査では、警察の捜査過程における二次的被害の問題や情報提供への被害者のニーズなどが指摘されたことを受け、1995 年、警察の犯罪被害者対策に関する研究会が開催された。同研究会の結果を踏まえ、1996 年、警察庁が「被害者対策要綱」を制定し全国警察に示達した。同要綱により、全国警察において、警察活動に起因する二次的被害も含め、犯罪被害者の精神的被害に着目し、被害の回復、軽減、再発防止と犯罪被害者の負担軽減に総合的に取り組むこととなった（神村、2005）。元警察庁長官の國松孝次は、被害者対策要綱の制定当時の状況について、刑事司法において、被害者の人権の保護に関する規定が何もないことが、被害者への支援が警察官個人の判断に委ねられてしまう一因であるとし、同要綱において、被害者対応は警察本来の業務であると定めたことは、警察官の意識の転換を求めるものであったと指摘している（國松 2021）。

被害者対策要綱に基づき、警察庁に犯罪被害者対策室（現在は「犯罪被害者支援室」）が設置され、全国警察においても担当部署を指定し、警察の中の被害者支援活動を取りまとめるとともに、当時各地に設立されつつあった被害者支援団体との連携に当たることが示された。1990 年代の終わり頃には、全国の警察本部の一部に、被害者支援カウンセラーとして臨床心理士が配置されるようになった（佐々木、2002）。

2001 年、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律が成立し、法律の名称が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められた。同法では、警察本部長等は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないとされたほか、一定の要件を満たす被害者支援団体を犯罪被害者等早期援助団体に指定し、支援活動の促進を図るための規定が整備された。

2004 年の犯罪被害者等基本法の成立は警察による犯罪被害者支援も飛躍的に充実させた。2011 年の第 2 次基本計画の閣議決定を機に、警察庁は「被害者対策要綱」を見直し、新たに「犯罪被害者支援要綱」を制定した。同要綱では、具体的施策として 1) 損害回復・経済的支援への取組、2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組、3) 刑事手続への関与拡充への取組、4) 支援等のための体制整備への取組、5) 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組の 5 つの柱が示された（警察庁、2012）。基本計画及び第 2 次基本計画の下では、犯罪被害給付制度の拡充、性犯罪被害者の緊急避妊等の経費を公費により負担する制度の創設等が図られ、また、第 3 次基本計画の下では、犯罪被害給付制度の一層の拡充が行われたほか、カウンセリング費用の公費負担制度が全国で整備された（第 4 次犯罪被害者等基本計画、2021）。第 4 次基本計画（2021 年）では、警察庁において新たに「警察庁犯罪被害者基本計画」が策定された。同計画では、1) 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供、2) 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援、3) 犯罪被害者等の安全の確保、4) 犯罪被害者等支援の推進のための基盤整備、5) 国民の理解の増進の 5 つの柱が具体的施策として示され、すでに実施している取組のより一層の充実を図るとともに、地方公共団体における条例の制定等に関する協力、被害が潜在化しやすい犯罪被害者への相談体制の充実等の施策に取り組むこととなった（警察庁犯罪被害者支援室、2023）。

第4次基本計画に基づき実施された犯罪被害類型別等調査（警察庁，2024a）では、「いずれの機関・団体の支援も受けていない／制度も使っていない」という回答者は全体の74.8%であり依然として多いものの、「支援を受けた／制度を利用した機関・団体」としては警察が最も多く、被害時期別に見た場合、10年以上前の12.6%、10年前から3年前の間の25.2%、3年以内の27.6%と近年になるほど高くなっている。この結果は、警察による支援の充実を示しているものと考えられる。同調査においては、被害直後の支援ニーズについては、「どのような支援・配慮が必要が分からなかった」が最も高く（46.0%）、具体的なニーズとしては、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」（20.1%）、「警察・検察との対応の手助け、付添い」（12.5%）、「精神的な支援（カウンセリングなど）」（9.0%）の順で回答比率が高くなっており、また、支援制度に対しては、専門家や専門能力を有する職員に対応してほしいという要望が寄せられていた。さらに、2023年から2024年にかけて開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」では、警察に期待する役割として、犯罪被害者等が刑事手続に関与する際の負担の軽減に配慮した警察活動の実施とともに、犯罪被害発生後速やかに実施しなければならない支援として、被害直後の初期支援、相談対応、安全確保、心理的ケア等が挙げられている（警察庁，2024b）。今後、警察における心理的支援の重要性はさらに増すものと考えられるが、実際にどのような支援が行われているかはあまり知られていない。次節では、臨床心理士等の資格を有するカウンセリング専門の警察職員（以下、「部内カウンセラー」という。）による心理的支援の現状を述べることとする。

4 警察における犯罪被害者への心理的支援の現状

4.1 部内カウンセラーによる心理的支援体制の整備

警察の犯罪被害者支援部門に部内カウンセラーが配置され、心理的支援への組織的な取り組みが行われるようになったのは、1996年の被害者対策要綱の策定以降のことである。1990年代は、阪神・淡路大震災（1995年）や地下鉄サリン事件（1995年）など、多くの死傷者が生じる自然災害や事件・事故が相次ぎ、被災者や犯罪被害者の心理的支援に社会的関心が集まり、わが国において「心のケア」という名称のもと、トラウマケアが一斉に勃興した時期であった（飛鳥井，2020）。1990年後半から始まった被害者支援団体による支援は、ボランティア相談員による電話相談が中心であったことから、当時、臨床心理士等の専門家による心理的支援は、犯罪被害者相談室を除けば、警察の部内カウンセラーの取組によるところが大きかったと考えられる。

基本計画（2005年）では、警察において、「被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する」と明記され、2007年からは、部内カウンセラーのカウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進が図られるようになった。また、第2次基本計画（2011）では、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、部内カウンセラーの活用等が一層効果的なものになるよう、警察庁が都道府県警察を指導することとされたことを受け、2012年に警察庁にカウンセリング指導係を設置し、犯罪被害者へのカウンセリング経験が豊富で臨床心理士の資格を有する係員を配置して、全国警察に対してカウンセリングの指導が行われるようになった（警

察庁，2012)。さらに，部外の精神科医や臨床心理士をカウンセリングアドバイザーに委嘱し，部内カウンセラーのカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの緩和が図られることになった（警察庁，2012）。部内カウンセラーの職員数は，2013 年 10 月現在では 33 都道府県に 73 人（警察庁，2014）だったところ，2023 年 4 月には全ての都道府県に合計 182 人（警察庁，2023）と 10 年間で倍増している。

4.2 部内カウンセラーによる心理的支援の現状

犯罪被害者が被害後に直面する問題は，犯罪被害による精神的後遺症だけでなく，捜査の過程における二次的被害，刑事手続や支援に関する情報の不足，再被害に対する不安，休職・失職による経済的不安，医療費の負担など様々であることから，犯罪被害者支援は被害直後から多面的に行われなければならない。被害後しばらくの間，犯罪被害者は，ショックにより混乱した状態の中で，病院の受診や捜査協力など，現実的な対応を迫られることになる。被害直後は，捜査を担当する警察官（捜査員）や支援を担当する警察官（被害者支援要員）が支援を行うが，部内カウンセラーは，捜査員や被害者支援要員と連携し，被害直後から犯罪被害者に関わることができるのが最大の特徴である。カウンセリングや心理療法といった従来の心理的支援は，自発意思で来談してきたクライアントに対し，クライアントとカウンセラーが治療構造の安定した相談室で個人の内在的な問題を解決することに主眼が置かれて発展してきた（小澤，2017）。犯罪被害者の多くは，これまでとは大きく異なる現実で悲嘆しつつも，困っていることは何かという問いに明確にこたえられない心理状態のまま生活を送ることが少なくないため，支援を求める内発的な動機付けが低い（櫻井，2022）。特に被害後間もない時期には，自ら心理的支援を求める犯罪被害者はごく少数であろう。また，刑事司法において，犯罪被害者は，警察や検察庁における捜査への協力，裁判所における被害者参加制度の利用や公判への証人出廷など心理的負担が増大する局面がたびたび訪れることから，心理的支援を行う際には，こうした負担への配慮も不可欠である。

上田（2016）によれば，部内カウンセラーは，面接や電話によるカウンセリング以外にも，警察における実況見分の立会や被疑者の確認，検察庁における供述調書作成，裁判所における公判傍聴，証人出廷，意見陳述，被害者参加などの際の付添い，他機関・多職種との連携や支援のコーディネート等，多岐に渡る活動を行っている。1990 年代のトラウマケアの技法は，従来の支持的カウンセリングや箱庭療法，プレイセラピーが主体であった。2000 年代以降は，心理療法としての有効性が議論され，トラウマに焦点化した技法も発展している（飛鳥井，2020）。部内カウンセラーによる心理的支援は，トラウマケアの技法をそのまま適用するのではなく，犯罪被害者の実情にあわせて，発展させてきたものと考えられる。以下に部内カウンセラーによる報告からその支援の実際を具体的に示す。

部内カウンセラーとしての活動を初めて紹介したのは，1998 年から宮城県警察において常勤の部内カウンセラーとして被害者支援を担当していた佐々木（2002）である。佐々木は，犯罪被害者の要望や状態に沿って面接の枠組みを決定しており，性犯罪被害者への早期介入として行う面接については，場所は警察本部や警察署，協力機関の一室，自宅訪問などで，時間は 30 分から 90 分，被害直後であれば，犯罪被害者の疲弊に配慮して 15 分から 20 分程度としている。また，犯罪被害者への面接だけでなく，関係機関への紹介を含め被害者が活用できるキー・

パーソンへのコンタクト、関係者との連絡調整等を行うなど、従来の心理的支援の枠を超えた柔軟な対応を行っていることが分かる。織田（2008）は、性犯罪被害者家族への支援事例を挙げて、部内カウンセラーの活動を紹介している。織田は、犯罪被害者の心理的負担が大きくなる捜査活動の終了後にカウンセリングを行うケースが多いとし、佐々木と同様に、警察署や被害者自宅、ホテル等、安全が確保できる場所に部内カウンセラーが出向いて面接を行っているほか、刑事裁判における証人出廷や公判傍聴の際の司法機関や民間の支援団体との連携、法廷付添い、病院や学校へのコンサルテーションによる協働体制の構築といった活動も行っている。織田は、部内カウンセラーには、個別カウンセリングを基本としながらも、被害回復を見通し、犯罪被害者を取り巻く社会環境も視野に入れた、資源、支援方法、介入時期等をマネジメントする技術が必要と述べている。

村松（2014）や浅野（2022）の性犯罪被害者への支援事例では、被害後早期の捜査段階から、裁判が終わるまでの刑事手続の流れに沿った部内カウンセラーによる関わりが紹介されている。村松は、部内カウンセラーについて、犯罪被害者の精神的回復を支える存在であるとともに、刑事司法に十分な知識を持ち、適宜捜査に関する情報を得て、関係機関と連携を図り、適切なタイミングで情報提供を行うことができる援助者であり、カウンセラーとして十分に機能するだけでなく、刑事司法に全体的観点を持ち、犯罪被害者が刑事司法に適切に、主体的に取り組めるよう支援することがその役割であるとしている。また、保崎（2024）の犯罪被害者遺族への支援事例では、犯罪被害者からの支援依頼を待たず、事件発生との捜査員からの一報を受け、部内カウンセラーが警察署に出向き、支援の申し出を行い、心理教育や支援制度に関する情報提供を行っているほか、検察庁や裁判所での付添い、弁護士の紹介など、その都度必要と思われる支援を提供している。この事例からは、支援ニーズが明確になっていない場合でも、警察の犯罪被害者支援の一環として捜査員等とともに部内カウンセラーが犯罪被害者に関わることで、被害直後からの心理的支援の提供に有効であることを示している。

先に、全国警察には180人を超える部内カウンセラーが配置されていると述べたが、都道府県ごとにみれば、部内カウンセラーは1人から数人とごく少数である。警察庁では、カウンセリング指導係による指導や部内カウンセラーを対象とした研修会の開催等により部内カウンセラーの技能の向上を図っているが、そうした機会は限られており、個々の部内カウンセラーが地域の実情にあわせて試行錯誤しながら支援活動を行っているのが現状であり、警察による心理的支援の地域差を懸念する声もある（毎日新聞、2023年8月8日朝刊）。犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者支援施策は、犯罪被害者が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講じられることという基本理念が示されており、その実現のためには、部内カウンセラーの活動の実態に合わせた心理的支援モデルの構築が急務である。次節では、警察における心理的支援モデルの構築に向けた今後の展望を考察することとする。

5 考察

5.1 危機介入モデルと緊急支援アウトリーチ

佐々木（2002）は、危機介入の援助技法を参考に性犯罪被害者への早期介入を行ったとして

いる。危機介入における「危機」とは、大規模自然災害や犯罪被害、交通事故、戦争やテロ、自殺など、外傷的出来事によって生じる、個人がそれまでの習慣的な問題解決方法で特定の状況に対処できなくなる一時的な混乱状態のことをいい、危機介入は危機にある個人に対して、苦痛を緩和するための応急処置を行い、適応力の回復に資することが目的である(長井, 2004)。危機介入の考え方と実践は、太古からいたるところで行われてきたものであるが、方法論的に体裁が整ってきたのは第一次世界大戦の頃からとされる(稲村, 1977)。地域精神保健福祉サービスにおける危機介入の始まりは、1942年にボストンのナイトクラブで発生し、死者492名を出した火災における急性の悲嘆状態への対応である。地元のマサチューセッツ総合病院の精神科医師であったLindemannは、犠牲者遺族の急性悲嘆に対して、4〜6週間に8〜10回の精神科面接を行い、遺族のグリーフワークを進めることで、多くの場合、心身不調の慢性化を予防できたとし(Lindemann, 1944)、危機介入の先駆的实践となった。後にLindemannは地域精神保健プログラムを立ち上げ、その仲間の一人であるCaplanが、1960年代に危機介入理論を構築することとなった(飛鳥井, 2019)。1970年代のアメリカでは、NOVAを始めとして、精神的援助を提供する非営利民間援助団体が多数設立され、英国でもVSSが発足するなど、犯罪被害者への支援として危機介入が広く行われるようになったのはすでに述べたとおりである。

危機介入の概念がわが国に紹介されたのは1970年代である。稲村(1977)は、危機介入の源流を軍隊精神医学、急性悲嘆反応への対応、予防精神医学、電話相談の4つの源流に大別し、1971年に始まった「いのちの電話」における電話相談による危機介入の事例を挙げ、社会の複雑化とともに増大する危機状態に対して、新たな治療的分野を開拓するものとして危機介入を位置づけた。

稲村のいう危機介入の概念において着目したいのは、精神医療の専門家による実施を想定している点である。わが国では、1993年の北海道南西沖地震後の被災者の心理的反応の調査と支援を端緒に、1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災といった甚大な被害をもたらす自然災害を経て、震災直後から組織的に専門家による危機介入を行う体制の整備が進んだ。一方で、犯罪被害については、ボランティア相談員による電話相談が中心であり、臨床心理士等、専門的知識を持った支援者による危機介入を行っていたのは、警察のみであった。

犯罪被害者にとって、被害直後に受ける衝撃が最大であり、その時点で最も動揺することから、その時期に適切に接触して危機介入を実施できれば、その後の支援的な関わりが円滑に進展しやすくなる。犯罪被害者への危機介入について、長井(2004)は、被害者支援に援用されるモデルとして、7段階モデルを紹介している。このモデルは、通例6から12セッションという時間的制約の中で、①徹底的なアセスメントの実施、②すばやく相互信頼関係を形成し確立する、③主要な問題を明確化する、④感情の明確化を行い、支える、⑤危機への対処方法を検討する、⑥行動計画を開発した後に実行に移して認知的機能の再建を図る、⑦フォローアップを行う、という手順で行われるとされる。部内カウンセラーによる危機介入は、刑事司法の中で行われていることもあり、1回きりの関わりになる場合も少なくないため、このモデルをそのまま援用することは困難であろう。しかし、危機介入モデルに必要な事柄として長井が挙げている、被害者に深い理解を示し、支え、きめ細かく配慮し続けること、危機は病理ではなく、一定の短い期間継続する移行期を経験している兆候であるとみなすこと、自己や他者、周囲の

外界がどのように映っているのかを理解しようとする事、被害者が回復に向けてさまざまな行動を主体的にとることの大切さを折に触れ伝えること、といった支援者の態度は参考になると思われる。

小澤(2017)は、多様な領域で生活する、さまざまな境遇の人たちに心理的支援を行うには、従来の相談室における活動だけでは不十分であり、ニーズを抱えた人のいる現場に赴き、混乱した状況の中で心理的支援を行うアウトリーチ活動が次第に重要な活動スタイルとして定着しつつあると指摘している。部内カウンセラーによる心理的支援は、相談室で行うこともあるが、明確なニーズが生じる前の関わりとして、現場の警察官からの要請によって、あるいは要請のない段階から、犯罪被害者のところに出向いて心理的支援を提供する、アウトリーチ活動である。従って、心理的支援モデルとしては、小澤のいう緊急支援アウトリーチ(危機的現場介入型)が参考になるだろう。危機的現場介入型は、クライアントが危機に直面している、あるいはクライアントが生活している混乱する環境の場に緊急的に支援に入り、クライアントの安全や安定を確保する一定の活動を実施して、その目的が達成した場合撤退するアウトリーチ活動を指す。小澤も例として、DV被害者への支援や、現場検証や法廷での証言など、二次的被害が生じる可能性のある場面での犯罪被害者への支援を挙げている。こうした支援は、被害者支援団体のボランティアにより行われているものと同じであり、犯罪被害者の刑事司法による精神的負担の軽減として効果が期待されるものであるが、こころの専門家である部内カウンセラーには、もう一步踏み込んだ関わりができるのではないだろうか。

5.2 今後の展望—体験支援的アプローチとその場で関わる心理臨床—

最後に、精神的負担の軽減からさらに踏み込んだ部内カウンセラーの関与の可能性について、田嶋(2016)のいう「体験支援的アプローチ」と「その場で関わる心理臨床」を参考に検討したい。「体験支援的アプローチ」とは、人が困難にぶつかり、それをなんとか切り抜けるのは、ある程度の体験の蓄積があり、さらにはそれをなんらかの形で整理し、活用しているからであるとし、今必要とされる体験は何か、今後どんな体験を積む必要があるか、そして将来に向けてそれらの体験を整理し活用できる力を育むためにどのような援助が必要かということを見立て、そのような体験ができるように援助していくアプローチのことをいう。田嶋はさらに、体験支援を、①生活における体験の支援と②面接室における体験の支援に分け、①を「その場で関わる心理臨床」と呼称した。

部内カウンセラーの特徴は、被害後間もない、支援へのニーズが明確になっていない段階で、犯罪被害者の傍に出向き、捜査活動と並行して関与することができるという点である。この時期の犯罪被害者は、まだ被害体験に圧倒され、脅かされている状況にある。事件、事故や災害など、深刻で危機的な出来事に直面した直後の人々に対する支援の手引きである「サイコロジカル・ファーストエイド」では、支援対象者にまず必要なことは安心感を取り戻すこととされている(National Child Traumatic Stress Network & National Center for PTSD, 2006)。また、Herman(2022)は、被害者がトラウマから回復する過程において、最初の中心的課題は安全の確保であるとし、被害者の安全が確保されていなければ、以後のいかなる心理的支援も奏効しないと指摘する。従って、被害後間もない犯罪被害者に必要な体験とは、安心感、安全感の醸成であると言えよう。刑事司法との関わりや様々な二次的被害の存在といった、犯罪被害に特有の間

題を踏まえた上で、犯罪被害者が必要とする体験を「その場で関わる心理臨床」により支援していくことが、部内カウンセラーによる心理的支援モデルとなり得るのではないだろうか。

「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」において、地方における多機関ワンストップサービス体制の構築が提唱されており（警察庁、2024b）、犯罪被害者の多様なニーズに応えるために、今後一層の多機関・多職種連携が進むと考えられる。しかし、被害直後の支援に重要な役割を担うのが警察であることは変わらないだろう。警察における心理的支援モデル構築のための検討が重ねられ、全国警察において部内カウンセラーがより効果的に運用されることが求められる。

6 参考文献

- 浅野晴哉 (2022). 男性性犯罪被害者の心理とその支援に関する一考察. 犯罪心理学研究, 60 (1), 17-30.
- 飛鳥井望 (2019). 犯罪被害者支援における精神援助の発展と役割. 全国被害者支援ネットワーク編. 民間団体による犯罪被害者支援の歴史と展望 全国被害者支援ネットワーク創立 20 周年記念誌. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/history_017.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 飛鳥井望 (2020). 日本におけるトラウマケアの歴史と系譜. 臨床心理学, 20 (1), 8-12.
- 第 2 次犯罪被害者等基本計画 (2011 年 3 月 25 日閣議決定). https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kihon_keikaku/2nd_bp.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 第 3 次犯罪被害者等基本計画 (2016 年 4 月 1 日閣議決定). https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kihon_keikaku/3rd_bp.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 第 4 次犯罪被害者等基本計画 (2021 年 3 月 30 日閣議決定). https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kihon_keikaku/4th_bp.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 犯罪被害者等基本法 (2004). e-gov 法令検索ウェブサイト. <https://laws.e-gov.go.jp/law/416AC1000000161> (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 犯罪被害者等基本計画 (2005 年 12 月 27 日閣議決定). https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kihon_keikaku/1st_bp.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- Herman, J. L. (2022). Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence-From Domestic Abuse to Political Terror. Basic Books. 中井久夫・阿部大樹訳 (2023) 心的外傷と回復 新增補版. みすず書房.
- 保崎恵理子 (2024). 警察における心理臨床実践とスーパーヴィジョン. 高橋靖恵・西見奈子編. 心理臨床に生きるスーパーヴィジョン その発展と実践. 日本評論社, 141-157.
- 稲村博 (1997). 危機介入 (Crisis Intervention) -その理論と実際-. 精神医学, 19 (10), 4-15.
- 神村昌通 (2005). 犯罪被害者等のための施策をめぐるこれまでの経緯と基本計画骨子. ジュリスト, No.1302, 28-35.
- 川出敏裕 (2021). 犯罪被害者のための刑事手続の実現に向けて. 全国被害者支援ネットワーク編. 犯罪被害者支援の過去・現在・未来 犯罪被害者支援 30 年・犯罪被害給付制度及び救済基金 40 年記念誌. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/anniversary_003.

- pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 警察庁 (2007). 平成 19 年版 犯罪被害者白書. <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2007/pdf/gaiyou/index.html> (2024 年 8 月 30 日閲覧).
- 警察庁 (2012). 平成 24 年版 犯罪被害者白書. <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2012/html/zenbun/index.html> (2024 年 8 月 30 日閲覧).
- 警察庁 (2014). 犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会第 1 回議事資料 5 警察におけるカウンセリング体制の整備について. https://www.npa.go.jp/higaisya/shiryou/pdf/study1/01/siryo1_5.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 警察庁 (2019). 令和元年版 犯罪被害者白書. <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2019/html/zenbun/index.html> (2024 年 8 月 30 日閲覧).
- 警察庁 (2023). 令和 5 年版 犯罪被害者白書, <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2023/zenbun.html> (2024 年 8 月 30 日閲覧).
- 警察庁 (2024a). 令和 5 年度犯罪被害類型別等調査 調査結果報告書. https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha/r05/chap2_12.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- 警察庁 (2024b). 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ. https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/meeting/local_kyouka/kaisai/s_zenbun.pdf (2014 年 8 月 12 日閲覧).
- 警察庁犯罪被害者対策室 (1998). 警察の犯罪被害者対策. 立花書房.
- 警察庁犯罪被害者支援室 (2023). 警察による犯罪被害者支援 令和 5 年度版.
- 小西聖子 (2006). 犯罪被害者の心の傷 (増補新版). 白水社.
- 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク (2016). Weisser Ring (犯罪被害者支援団体, ヴァイサー・リング). 平成 27 年度海外調査事業 (イギリス・ドイツ) 活動報告書. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/abroad_008.pdf (2024 年 8 月 30 日閲覧).
- 國松孝次 (2021). 思い出と感想. 全国被害者支援ネットワーク編. 前掲. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/anniversary_008.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- Lindemann, E (1944). Symptomatology and management of acute grief. *American Journal of Psychiatry*, 101 (2), 141-14.
- 毎日新聞 (2023). 都道府県警の被害者支援カウンセラー 配置にばらつきで地域差懸念. 8 月 8 日朝刊.
- 村松瞳 (2014). 犯罪被害者の刑事司法への主体的な取り組みとその精神的回復に関する研究. *心理臨床学研究*, 32 (1), 51-61.
- 諸澤英道 (2016). 被害者学. 成文堂.
- 長井進 (2004). 犯罪被害者の心理と支援. ナカニシヤ出版.
- 中島聡美 (2021). 犯罪被害者遺族のメンタルヘルスとケア. 全国被害者支援ネットワーク編. 前掲. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/anniversary_041.pdf (2024 年 8 月 12 日閲覧).
- National Child Traumatic Stress Network & National Center for PTSD (2006). *Psychological First Aid*

- Field Operations Guide 2nd Edition. 兵庫県こころのケアセンター訳 (2009). サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き第2版. <http://www.j-hits.org/> (2024年11月17日閲覧).
- 織田栄子 (2008). 性犯罪被害者家族に対する警察の支援. 現代のエスプリ, No.496, 139-150.
- 岡村逸郎 (2021). 犯罪被害者支援の歴史社会学—被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の対立と連携. 明石書籍.
- 奥村正雄 (2019). 民間犯罪被害者支援団体の歴史と展望. 全国被害者支援ネットワーク編. 前掲. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/history_003.pdf (2024年8月12日閲覧).
- 小澤康司 (2017) 小澤康司・中垣真通・小俣和義編. 緊急支援のアウトリーチ 現場で求められる心理的支援の理解と実践. 遠見書房, 11-24.
- 櫻井鼓 (2022) 犯罪被害者支援. 窪田由紀編. 心の専門家養成講座⑩ 危機への心理的支援. ナカニシヤ出版, 93-101.
- 佐々木千鶴子 (2002). 性犯罪被害者 (成人女性) への早期介入について. 心理臨床学研究, 20 (2), 108-121.
- 瀬川晃 (2000). 第2章 被害者支援の歩み. 宮澤浩一・國松孝次監修. 講座被害者支援 1 犯罪被害者支援の基礎. 東京法令出版, 41-91.
- 田嶋誠一 (2016). その場で関わる心理臨床 多面的体験支援アプローチ. 遠見書房.
- 田村正博 (2021). 犯罪被害者と警察をめぐる私的回顧. 全国被害者支援ネットワーク編. 前掲. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/anniversary_009.pdf (2024年8月12日閲覧).
- 上田鼓 (2016). 第2章 警察における臨床実践. 小西聖子・上田鼓編. 性暴力被害者への支援 臨床実践の現場から. 誠信書房, 25-65.
- 山上皓 (2019). 犯罪被害者相談室の設立と, その歩み. 全国被害者支援ネットワーク編. 前掲. https://www.nnvs.org/library/cms/wp-content/uploads/2023/07/history_004.pdf (2024年8月12日閲覧).

(臨床心理学コース 研修員)

(受稿 2024年9月2日, 改稿 2024年11月18日, 受理 2024年12月19日)

犯罪被害者支援の歴史と展望

—警察による心理的支援を中心とした検討—

保崎 恵理子

「被害者対策要綱」（1996 年）の策定に始まった警察の犯罪被害者支援は、犯罪被害者等基本法（2004 年）の成立を経て大きく進展した。警察が行う様々な支援のうち、精神的被害の回復への支援を担うのが警察部内のカウンセリング専門職員（部内カウンセラー）である。部内カウンセラーの特徴は、刑事手続の流れに沿って面接や付添い、関係機関との連絡調整等、様々な支援活動を行うことである。被害直後から犯罪被害者と関わる警察において、適切な心理的支援が行われることは、その後の支援を円滑に推進するために重要であり、部内カウンセラーの活動には、従来から行われている相談室における心理的支援とは異なる支援モデルが必要である。被害後間もない時期の犯罪被害者にとって必要なのは、安全感の確立である。刑事司法や二次的被害の影響を踏まえた上で、犯罪被害者が安全感を感じられるよう、また、その体験を将来、トラウマからの回復に活用できるようアウトリーチ型の危機介入を行うことが、部内カウンセラーによる心理的支援であると考えられる。

History and Prospects of Support for Victims of Crime: A Study Focusing on Psychological Support by the Police

HOZAKI Eriko

Police support for victims of crime, which began with formulation of the Guideline of Support for Crime Victims in 1996, has made great progress since the Basic Act for Crime Victims was enacted in 2004. Among the various types of support provided by the police, police psychologists are responsible for helping victims recover from psychological damage. Police psychologists conduct various support activities, including counseling, accompaniment, and coordination with related organizations along the flow of criminal procedures. As the police are involved with victims immediately after a crime, it is important to provide appropriate psychological support to smoothly promote support. The activities of police psychologists require a different model of support from traditional counseling. In the early posttraumatic period, victims of crime require establishment of a sense of safety. Police psychologists provide outreach crisis intervention to crime victims, taking into account the impacts of criminal justice and secondary victimization, to help them feel safe and to use their experiences to recover from trauma.

キーワード：警察心理職，犯罪被害者支援，危機介入

Keywords: Police psychologist, Crime victim support, Crisis intervention